

## 全日本なぎなた連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

最終更新日:令和5年7月20日

審査項目 目 通し 番号	原則	審査項目	全な連 自己説明	全な連証憑書類
1	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1)組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(公財)全日本なぎなた連盟(以下、「当連盟」という。)は、昭和30年発足以降、なぎなたの理念を掲げ、昭和56年に指導方針を策定し公表している。令和4年に理念等に基づき、なぎなたを通じて人間形成に寄与するための「凛としたなぎなた」『全日本なぎなた連盟<基本計画>』を策定した。また、各委員会は中期計画を見据え『令和5年度事業計画』を立案し、ホームページに公表し、なぎなた機関誌にも公開する。	1.『全日本なぎなた連盟<基本計画>』 2.『令和5年度事業計画』
2	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2)組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	当連盟の組織及び事業の規模を考慮し、円滑な組織運営及び業務遂行のために必要な人員を採用している。人材の育成においては、専門委員会及び特別委員会の委員を選定する際に、委員長には理事を置き、その他の委員は積極的に若手委員や男性委員を起用し、各事業の企画運営に携わらせてことで内部研修を行っている。また、講師や理事の登用においても同様に、若手や男性を起用している。	1.『全日本なぎなた連盟<基本計画>』

3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3)財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	財務、会計等の専門家と役員間において、正しい情報の共有をし、毎年度単位で事業評価を行っている。財務に対する過去の実績、現在の状況、また将来の見通しを立て、収支の比較分析を行うとともに、正味財産の年度ごと増減状況を把握し、健全性を確保している。今後の中長期計画の策定時に、財務に関する内容を盛り込むよう検討する。	3.『令和4年度決算報告書』 4.『令和5年度第157回理事会議事録』
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	I) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事の割合25%および女性理事の割合40%を目標とする。現状、外部理事の割合は8%(理事25名のうち、2名)男性理事の割合は20%(理事25名のうち、女性20名、男性5名)となっている。これまで女性を中心に行ってきた種目であることから、男性の割合が低くなっている。段階的に男性理事及び外部理事の割合の拡大に積極的に努めていく。	5.『役員名簿』 6.『定款』
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	I) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	評議員の定数は、定款第12条により48~53名と定められている。これまで女性を中心に行ってきた種目であることから、理事同様、評議員は女性が大半を占めており、外部評議員は0名である。外部評議員については、2025年までに対応を検討する。	6.『定款』 7.『評議員名簿』

6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	①)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を設置し広くアスリートの意見が発信できるよう体制づくりを進めている。年1回以上は本連盟執行部と意見交換を義務付けている。またアスリート委員会委員長を理事に置き、役員選考委員にも選任している。	8.『アスリート委員会規程』 9.『アスリート委員会名簿』 10.『委員会議事録(写真)』
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(2)理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事の定数は定款第28条にて20名～25名と定めている。理事会は年2回以上開催されており、各理事は専門委員会と理事会の連携や意思疎通を円滑にさせる役割を担っている。	6.『定款』 5.『役員名簿』
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること①理事の就任時の年齢に制限を設けること	『理事及び監事の選出方法に関する内規』において、各ブロックより推薦される理事は、就任時70歳未満と定めている。しかし、なぎなたは、「生涯武道」としての価値を備え、80歳現役も少なくなく、連盟運営を支えてきた実績がある。中長期の事業等の実現、運営の主要業務を担うため、会長が推薦した理事については、75歳未満と定めている。	11.『理事及び監事の選出方法に関する内規』

9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	『理事及び監事の選出方法に関する内規』では、連続して10年を越えないことと定めている。現状、10年の在任期間を超える理事が2名である。2025年までに対応していく。	11.『理事及び監事の選出方法に関する内規』
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補者選考委員会を設け、外部有識者を配置し公平な選考を行っている。	12.『役員候補者選考委員会規程』 13.『役員候補者選考委員会名簿』 14.『役員候補者委員会議事録』
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するため、『倫理規程』を整備している。倫理規程第3条に遵守事項として「法令、定款、本規程を含む本会の一切の規程類を遵守しなければならない」と定めている。	15.『倫理規程』

12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、法人の運営に必要となる一般的な各種規程等を整備している。	6.『定款』 15.『倫理規程』 17.『理事会運営規則』 18.『評議員会運営規則』 19.『加盟団体に関する規程』 20.『理事の職務権限規程』 21.『専門委員会規程』 22.『事務局規程』
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人業務に関する規程を整備している。	22.『事務局規程』
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	『定款』により役員及び評議員は原則として無報酬である旨を規定している。また、職員の報酬については『職員就業規則』に規定している。	6.『定款』 23.『職員就業規則』

15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること④法人の財産に関する規程を整備しているか	『定款』第3章において、当連盟の財産及び会計について定めているほか、法人の財産に関する各種規程を整備している。	6.『定款』 24.『会計規程』 25.『財産管理運用規程』 26.『資金運用規程』 27.『寄附金等取扱規程』
16	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	『定款』第3章において、当連盟の財産及び会計について定めているほか、法人の財産に関する各種規程を整備している。	6.『定款』 24.『会計規程』 25.『財産管理運用規程』 26.『資金運用規程』 27.『寄附金等取扱規程』
17	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3)代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	『世界選手権大会日本代表選手選考規程』及び『世界選手権大会日本代表選手選考規程細則』に基づき、予備選考会や強化練習会を行い、公平かつ合理的に選考している。	28.『世界選手権大会日本代表選手選考規程』 29.『世界選手権大会日本代表選手選考規程細則』 8.『アスリート委員会規程』

18	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員選考に関する規定は設けていない。選考委員会において、審判員資格保有者に対し義務講習制度を設け、講習受講ポイントを基準にしづロックを考慮し選考している。	30.『審判研修会要項』
19	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保すること	法律相談全般について、弁護士と契約しており、業務遂行上懸念がある時は、いつでも相談できる体制を整えている。財務会計部門においては、公認会計士より定期的な財務・税務等の専門的な監査や助言を受けることができる。担当職員は業務遂行上、必要な外部研修会を受講している。	31.『法律顧問契約書』 32.『会計顧問契約書』
20	[原則4]コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会を設置している。	15.『倫理規程』 33.『コンプライアンス委員会名簿』

21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士を配置している。	15.『倫理規程』 33.『コンプライアンス委員会名簿』
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2019年度より理事会、評議員会において、毎年1回、弁護士によるコンプライアンス講習を行っている。2021年2月、役職員の法令遵守等について定めた『倫理規程』を再整備し公表した。	34.『コンプライアンス講習資料』
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	全国研修会において、選手及び指導者に対し、外部講師によるコンプライアンス講習を年1回実施している。	34.『コンプライアンス講習資料』

24	[原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3)審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	全国研修会において、審判員に対し、外部講師によるコンプライアンス講習を年1回実施している。	34.『コンプライアンス講習資料』
25	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである	(1)法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律相談全般について、弁護士と契約しており、業務遂行上懸念がある時は、いつでも相談できる体制を整えている。財務会計部門においては、公認会計士より定期的な財務・税務等の専門的な監査や助言を受けることができる。担当職員は業務遂行上、必要な外部研修会を受講している。	31.『法律顧問契約書』 32.『会計顧問契約書』
26	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである	(2)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計処理は取引の都度行い、公認会計士による外部監査を年2回受け、会計処理や経営状況の確認、評価を受けている。	35.『監査報告書』

27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国費による補助金等の利用に関しては、審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。	36.『補助金事業報告書』
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである	(1)財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	『収支予算書』『貸借対照表』『正味財産増減計算書』を法令に基づき、ホームページにて開示している。	37.『令和5年度収支予算書』 38.『令和4年度貸借対照表』 39.『令和4年度正味財産増減計算書』 45.『情報公開規程』
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである	(2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと①選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	『世界選手権大会日本代表選手選考規程』及び『世界選手権大会日本代表選手選考規程細則』に基づき、各都道府県連盟を通じて広く公表している。選考会となる大会においては、大会要項に記載のうえ、申込募集時に案内し、選考会については、募集時に各都道府県連盟を通じて案内している。	28.『世界選手権大会日本代表選手選考規程』 29.『世界選手権大会日本代表選手選考規程細則』

30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等について、ホームページにて自己説明を開示している。	
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	『倫理規程』において、「日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と定め、『利益相反ポリシー』により組織運営および業務遂行について示している。	15.『倫理規程』 40.『利益相反ポリシー』
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	『利益相反ポリシー』を定めている。	40.『利益相反ポリシー』

33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	I) 通報制度を設けること	『暴力行為等相談窓口設置規程』を定め、相談窓口を設置し当連盟ホームページで公表している。	I 5.『倫理規程』 4 I.『暴力行為等相談窓口設置規程』
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	コンプライアンス委員会の構成員には、弁護士、公認会計士を配置していることから、相談窓口に通報があった際には、弁護士、公認会計士に相談できる体制となっている。	I 5.『倫理規程』 4 I.『暴力行為等相談窓口設置規程』
35	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(I) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続については、『倫理規程』及び処分に関する細則にて定めている。違反行為、処分に至るまでの手続き、処分の種類及び内容、『倫理規程』及び相談窓口の制度を公表している。	I 5.『倫理規程』 I 6.『倫理に関する諸規程の概要』

36	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査については、中立性と専門性が担保されているコンプライアンス委員会で行う。	15.『倫理規程』 33.『コンプライアンス委員会名簿』
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用するよう自動応諾条項を定めること	日本スポーツ仲裁機構に加盟しており、当該機構のホームページに自動応諾条項の団体として記載されている。また、当連盟の『倫理規程』において、スポーツ仲裁規則に従ってスポーツ仲裁手続を利用して解決することができる旨を定めている。	15.『倫理規程』
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	ホームページに公表している『倫理に関する諸規程の概要』において、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度が利用できる旨を記載している。また、『倫理規程』において、処分を行う際には、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度の利用が可能である旨を処分対象者に書面で通知することとしている。	15.『倫理規程』 16.『倫理に関する諸規程の概要』

39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	『リスク管理規程』を設けている。今後、様々な脅威やリスク(自然災害・情報漏洩等含む)が顕在化した場合の意思決定にかかる対応体制や、リスクマネジメント・クライスマネジメントに関するマニュアルを2025年までに制定する予定である。	42.『リスク管理規程』
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事が発生した場合には、会長を中心に速やかに調査体制を構築することとしている。ただし、過去4年間において、当連盟内では不祥事の発生はない。	42.『リスク管理規程』
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、コンプライアンス委員会を中心に構成する予定である。ただし、過去4年間において、当連盟内では不祥事の発生はない。	15.『倫理規程』 33.『コンプライアンス委員会名簿』

42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	『加盟団体に関する規程』により、加盟手続や遵守事項などを定めている。また、地方組織等の組織運営及び業務執行については、当連盟のコンプライアンス強化の推進と併わせ、加盟団体にも啓発・推進していく。	19.『加盟団体に関する規程』
43	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織との事務局連絡会を毎年2回開催し、情報提供を行い、適正な組織運営及び業務執行のため助言を行っている。	44.『事務局連絡会会議資料』